

横浜市介護保険条例等施行規則新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>○横浜市介護保険条例等施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 31 日 規則第 44 号</p> <p>(第 1 条～第 18 条 省略)</p> <p>(特例給付の額)</p> <p>第 19 条</p> <p>(第 1 項及び第 2 項 省略)</p> <p>3 法第 47 条第 2 項に規定する市町村が定める特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 20 号)により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)とする。</p> <p>(第 4 項～第 7 項 省略)</p> <p>8 法第 59 条第 2 項に規定する市町村が定める特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 129 号)により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)とする。</p> <p>(第 9 項 省略)</p> <p>(第 20 条～第 24 条 省略)</p>	<p>○横浜市介護保険条例等施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 12 年 3 月 31 日 規則第 44 号</p> <p>(第 1 条～第 18 条 省略)</p> <p>(特例給付の額)</p> <p>第 19 条</p> <p>(第 1 項及び第 2 項 省略)</p> <p>3 法第 47 条第 3 項に規定する市町村が定める特例居宅介護サービス計画費の額は、当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスについて指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 20 号)により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)とする。</p> <p>(第 4 項～第 7 項 省略)</p> <p>8 法第 59 条第 3 項に規定する市町村が定める特例介護予防サービス計画費の額は、当該介護予防支援又はこれに相当するサービスについて指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 129 号)により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)とする。</p> <p>(第 9 項 省略)</p> <p>(第 20 条～第 24 条 省略)</p>	<p>介護保険法改正に伴う項ズレ</p> <p>介護保険法改正に伴う項ズレ</p>
<p>(保険者が行う調査)</p> <p>第 25 条 市長又は区長は、法第 23 条、第 42 条第 4 項、第 42 条の 3 第 3 項、第 45 条第 8 項、<u>第 47 条第 3 項</u>、第 49 条第 3 項、第</p>	<p>(保険者が行う調査)</p> <p>第 25 条 市長又は区長は、法第 23 条、第 42 条第 4 項、第 42 条の 3 第 3 項、第 45 条第 8 項、<u>第 47 条第 4 項</u>、第 49 条第 3 項、第</p>	<p>介護保険法改正に伴う項ズレ</p>

54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第3項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項、第202条第1項及び第203条並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第112条第1項に規定する調査を行うときは、当該調査を行う当該職員に横浜市介護保険検査証(第5号様式)を携帯させるものとする。

(以下 省略)

54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項、第202条第1項及び第203条並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第112条第1項に規定する調査を行うときは、当該調査を行う当該職員に横浜市介護保険検査証(第5号様式)を携帯させるものとする。

(以下 省略)

(裏)

介護保険法第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第3項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第3項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項、第202条第1項及び第203条並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条第1項

(注意) この証は、異動、退職等により、上記に掲げる規定に規定する調査に関する事務に従事する職員でなくなったときは、必ず返還しなければならない。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

(裏)

介護保険法第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項、第202条第1項及び第203条並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条第1項

(注意) この証は、異動、退職等により、上記に掲げる規定に規定する調査に関する事務に従事する職員でなくなったときは、必ず返還しなければならない。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

介護保険法改正に伴う項ズレ